

**「適格消費者団体及び特定適格消費者団体の適正な業務運営を  
確保するための内閣府令（案）及びガイドライン（案）」に関する意見**

日本生活協同組合連合会  
専務理事 和田 寿昭

このたびの、「適格消費者団体及び特定適格消費者団体の適正な業務運営を確保するための内閣府令（案）及びガイドライン（案）」について、消費者市民社会づくりを進める立場より、意見を申し述べます。

**1. 適格消費者団体・特定適格消費者団体について、現行の法及びガイドライン以上の規制を行うべきではありません。**

適格消費者団体・特定適格消費者団体は、消費者団体訴訟制度や集団的消費者被害回復訴訟制度など消費者を消費者被害から守る制度の担い手として、内閣総理大臣により認定されます。制度発足以来、これらの団体は、事業者への申し入れや差し止め請求、事業者・消費者への啓発など、様々な活動によって消費者被害を防ぐための活動を展開し、一定の役割を果たしてきました。

これらの団体の運営については、内閣府令及び貴庁ガイドライン等で規定されており、現行の運用において特段の問題は発生しておらず、ガイドラインは有効に機能していると認識しています。特に、特定事業者の影響力排除については、この制度の発足時に幅広く議論され、その結果、理事の割合制限や差し止め請求を理事会議決事項とするなど、制度そのものに特定事業者の影響力を排除するためのしくみが織り込まれています。

この度の内閣府令及びガイドラインの改定案は、従来の法規制以上の規定を置くものであり、規制の強化に他なりません。現行規制のもとでの運営に特段の問題が生じていない中、規制の強化を行うことは、この制度の発展に逆行するものであり、消費者政策の推進にとってかえってマイナスです。

今般の改定案の背景に、適格消費者団体・特定適格消費者団体の活動について社会の認知が十分でないことがあるとすれば、貴庁の役割は、この制度及び団体の運営が適切に行われていることを発信すること、制度やこれらの団体の存在意義・役割をしっかりと伝えていくことであるはずで

以上の観点から、今回の改定案については反対いたします。

**2. 消費者行政における財政含めた支援のさらなる拡充を求めます。**

適格消費者団体・特定適格消費者団体は、消費者を守る組織として、消費者トラブルの未然防止・拡大防止や被害回復を図る制度を支える基幹的な組織として、消費者行政を民間の立場から担う存在です。公共的な役割・機能である消費者保護を、民間の力と専門性を生かして有効に果たすためにこのような制度設計がなされたものであり、これらの団体の活動は公共的な立場で行われていることを改めて確認

したいと思います。

一方で、それぞれの組織においては、役割を果たすために必要な相談活動や事業者への問い合わせや申入れはもとより、団体運営の事務等を行うための場所・機材・消耗品の確保、人員体制等について、公的な支援はほとんどありません。

これまで、適格消費者団体・特定適格消費者団体に対する行政支援について重ねて要望してきていますが、抜本的には改善されていません。ドイツ・フランス等においては、公的な役割を果たす消費者団体への行政の支援は通常の施策として行われているものであり、日本においても、このような制度設計とした以上、これらの団体への公的な支援についてもっと真剣に検討されるべきと考えます。

改めて、適格消費者団体・特定適格消費者団体が持続的に適正な業務遂行ができるよう、財政を含めた支援のさらなる拡充を求めます。

以上